

# 随意契約ガイドライン

## (物品・役務契約)

札幌市財政局管財部契約管理課

平成 25 年 3 月 22 日

(令和 5 年 4 月 12 日一部改正)

## 目 次

I	はじめに	1
II	随意契約によることができる契約	
1	随意契約とは	1
2	随意契約の要件	
(1)	少額の場合	2
(2)	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	3
(3)	緊急の必要によるもの	5
(4)	競争入札に付することが不利と認められる場合	6
(5)	時価に比して著しく有利な価格	7
(6)	入札者がいないとき又は落札者がいないとき	8
(7)	落札者が契約を締結しないとき	9
III	随意契約の相手方	
1	契約の相手方	10
2	随意契約の相手方の資格	12
IV	損害賠償請求が認められた判例【参考】	14
V	その他の判例【参考】	17

## I はじめに

地方公共団体が行う契約は、公平性、透明性、競争性を確保すべく、地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項において一般競争入札を原則とし、同法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合にのみ随意契約によることができることとされており、その取扱いは極めて厳正に行われなければならない。

よって、本市の契約事務を適正に進めるため、職員が個々の契約ごとに特殊性、緊急性等を客観的・総合的に勘案し、随意契約の妥当性を判断するための運用指針として、ここに物品・役務契約における随意契約のガイドラインを定めた。

## II 随意契約によることができる契約

### 1 随意契約とは

随意契約とは、競争の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方と契約を締結する方法をいい、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる事由に該当する場合に限り行うことができる。

随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なくすみ、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘されている。

このため、どのような契約が随意契約に該当するのかについては、随意契約が一般競争入札を原則とする契約方法の例外であることを踏まえ、契約の公平性及び透明性を確保しつつ、個々の契約ごとに判断する必要がある。

以下、その判断の参考として、各号（3 号、4 号を除く）の標準的な解釈及び想定事例を次のとおり示したので、安易に随意契約によることのないよう厳に慎み、適正な事務処理を行うこと。

なお、契約は多様であることから、以下に示すものに該当した場合に、必ず随意契約によらなければならないものでもなく、また、以下に示すものに随意契約を限定しているものでもないことに留意すること。

「政府調達に関する協定」の適用対象となる契約については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用され、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 4 号、第 6 号及び第 7 号の適用は除外されるため、留意すること。

## 2 随意契約の要件

### (1) 少額の場合

#### 【地方自治法施行令第167条の2第1項第1号】

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

本号は、少額な契約についてまで競争入札を実施した場合、行政コストの増大などかえって経済性を損なうことがあるため、手続きの簡素化等の理由から随意契約を認めるものである。

規則で定める額は以下のとおりであるが、本市では3人以上から見積書を徴すること（札幌市契約規則第21条）を原則としているので注意すること。

- ア 工事又は製造の請負 250万円
- イ 財産の買入れ 160万円（札幌市会計規則第124条第2項に定める直接購入等にあつては100万円）
- ウ 物件の借入れ 80万円
- エ 財産の売払い 50万円
- オ 物件の貸付け 30万円
- カ 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

- ※ 本号に該当する場合には、第2号以下の要件を考慮する必要はなく、仮に重複して該当するかのように見える場合においても、第1号が適用される。
- ※ 本号に該当させるために発注を分割する行為は、規定に反した事務処理となるため、厳に慎むこと。
- ※ 合見積と称して、特定の者から他の者の見積書を含めて一括して徴することのないよう、適正な事務処理を行うこと。
- ※ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領に定める「特定者から見積書を徴することができる場合」に該当するときは、1者からの見積書徴取ができる。

(2) その性質又は目的が競争入札に適しないもの

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

本号は、契約の性質又は目的から契約の相手方が特定の者に限定される場合や、価格以外の事由を優先せざるを得ない合理的な理由がある場合に随意契約を認めるものである。

【想定事例】

ア 契約の相手方が特定の者に限定されるもの

具体的な事例	要件等
(ア) 特定の者でなければ供給することのできない物品の購入等	① 物品を特定する合理的な理由があること ② 製造者のほかその販売代理店も含めた販売ルートが1者に限定される根拠が明確であること
(イ) 特許権、著作権、特殊な技術など他の者が有し得ない排他的権利や専門的な知識・技術等を必要とするもの	① 排他的権利や専門的知識・技術等を必要とする合理的な理由があること ② これらを契約の相手方のみが有していることが明確であること
(ウ) 機器や設備の保守点検等において、特殊な装備、部品等を要するため、他の者では実施することができないもの	① 特殊な装備、部品等を必要とする合理的な理由があること ② 他の者では実施できない根拠が明確であること
(エ) 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、各々の条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが1者に特定されるもの	① 必要な能力その他の複数の条件を付す合理的な理由があること ② ①の条件を満たすことを確認した根拠が明確であること ③ ①の条件を満たす者がほかに存在しないことが明確であること
(オ) その他契約の相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないもの	上記の例を参考に、契約の相手方が特定の者に限定される客観的な根拠を明確にすること

※ 契約の相手方が特定の者に限定される客観的な根拠を明確にできない場合には、一般競争入札に付すべきである。

イ 契約の目的を達成させるために、技術やノウハウ等の優れた者と契約をすることが必要不可欠であるもの

《要件等》

- (ア) 契約の目的を達成させるため、契約の相手方の資力、信用、技術、経験等を重視する合理的な理由があること
- ⇒ 何故、競争入札によることができないのか客観的な理由を明確にすること。
  - ⇒ 単に公共性が高いということをもって、合理的な理由とすることはできない。
  - ⇒ 単に相手方の資力、信用、技術、経験等を重視する必要があることを求めるに過ぎない場合には、その旨を入札参加要件として定め、競争入札によるべきである。
- (イ) 相手方の資力、信用、技術、経験等を比較検討のうえ適切な者を選定すること。
- ⇒ 適切な業者を選択したと言い得るためには、複数の者を比較検討する必要がある。
  - ⇒ プロポーザル方式を導入し企画力の優れた者を選定する場合には、契約希望者を公募することが望ましい。

プロポーザル方式は、上記(イ)における契約の相手方を特定するための一つの方法に過ぎず、その前提として、上記(ア)により随意契約によることができるのかが判断されていなければならない。プロポーザル方式により相手方を選定さえすれば、当該選定した相手方と随意契約による契約の締結ができるものではない点に注意すること。

- (ウ) 契約金額が妥当であること
- ⇒ 可能な場合には、複数の者から見積書を徴すること。

ウ 市民の利便性の観点から、同一条件のもと複数の者と契約を締結する必要があるもの

- ⇒ 契約条件を広く一般に示し、契約希望者を公募することが望ましい。

### (3) 緊急の必要によるもの

#### 【地方自治法施行令第167条の2第1項第5号】

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

本号は、災害等において競争入札によった場合、その時期を失うなど契約の目的を達することができなくなる場合があることから、随意契約を認めるものである。

「緊急の必要」とは予見不可能な事態としての意味を持ち、これに該当するか否かは、災害等の客観的事実に基づき、個々具体的に認定することとなる。単に事務処理の遅れから競争入札に付するまでの時間的余裕がないものは該当しない。

また、本号の適用と業者選定は別の問題であることから、業者選定については適切に対処すること。

#### 【想定事例】

札幌市物品・役務契約等事務取扱要領別表3の2で掲げる非常緊急による事由など。

本号に基づき随意契約を行う場合であっても、原則として札幌市競争入札参加資格（物品・役務）の登録を有する者（以下「登録事業者」という。）を契約の相手方として選定すること。

可能な場合には、複数の事業者から参考見積を徴取するなど、経済的合理性に留意すること。

(4) 競争入札に付することが不利と認められる場合

【地方自治法施行令第167条の2第1項第6号】  
競争入札に付することが不利と認められるとき。

本号は、業務の履行につき価格のほか、履行品質や期間などの観点から、競争に付することが不利と認められる場合に随意契約を認めるものである。

【想定事例】

ア 次に掲げる役務の提供を受ける場合において、現に契約履行中の者に業務を実施させた場合、履行品質の確保、期間の短縮、経費の節減が確保できる等、競争に付するよりも有利と認められるもの

- (ア) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となったもの
- (イ) 本体役務と密接に関連する付帯的なもの

イ 受注者自身の事情により履行できなくなった残役務で、早期に着手しなければ本市に損害を被る可能性があるもの（履行期間が長期間残存している場合は、入札による新たな受注者が履行開始するまでの期間）

ウ 清掃や警備業務など継続的に提供を受ける役務で、入札で落札者が決定できず、改めて入札を行う場合において、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間、役務の提供を必要とするもの

本号は見積徴取の相手方が1者となる場合があり2号と近接していると見受けられるが、第2号はその者しか履行できない場合であるのに対し、本号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

(5) 著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合

【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号】

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

本号は、競争入札によるまでもなく、明らかに有利な価格で契約を締結できる見込みがあり、かつ、履行品質上も問題がないと判断される場合に随意契約を認めるものである。

しかし、その判断基準は明確にできるものではないこと、また、競争入札に付した場合より安価になるかどうか不確実であることが多いことから、本号の適用にあたっては、市場調査を十分に行う等、極めて慎重に判断する必要がある。

## (6) 入札者がいないとき又は落札者がいないとき

### 【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号】

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

### 【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項】

前項第 8 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

本号は、①入札者がいない場合には、契約の相手方を得ることができないため、②落札者がいない場合には、これ以上競争入札を継続することが困難であることから随意契約を認めるものである。

なお、この場合においては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項の規定により、契約保証金、履行期限以外の項目を変更することはできない。

### 【想定事例】

#### ア 入札者がいないとき

一般競争入札においては、資格要件、仕様内容の見直しを、指名競争入札においては、指名替え等を検討したうえで、本号の適用を判断すること。

#### イ 落札者がいないとき

再度の入札を 2 回（初度の入札を含めて計 3 回）まで実施したにもかかわらず落札者がいない場合に本号の適用を判断することとなるが、予定価格が市場価格と乖離していた場合には、過度な低価格を促し、それによる弊害を招くおそれもあることから、応札価格の状況に応じて慎重に判断すること。

本号と 9 号との相違は、本号が落札決定前であり予定価格の範囲内となることに対して、9 号は落札決定後であり落札者と合意された価格があるため落札金額の範囲内でなければならないことである。

本号を適用する場合でも、見積書の徴取は必要となる。

## (7) 落札者が契約を締結しないとき

### 【地方自治法施行令第167条の2第1項第9号】

落札者が契約を締結しないとき。

### 【地方自治法施行令第167条の2第3項】

第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

本号は、競争入札を実施した場合において落札者が契約を締結しないときには、既に公平な競争が行われたのであるから、①契約金額が落札額を超えないこと、②履行期限以外の項目を変更しないことを条件に随意契約を認めるものである。

本号を適用する場合でも、見積書の徴取は必要となる。

契約の相手先の選定方法としては主に次の二つの方法が想定される。

- ① 落札者以外の入札参加者のうち次順位の者から順次、落札金額以下で契約する意思があるかを確認し、意思表示のあった者から見積を徴する方法。
- ② 落札者以外の入札参加者全員に、落札金額以下で契約する意思があるかを確認し、意思表示のあった者（複数の場合は複数者）から見積を徴する方法。

### Ⅲ 随意契約の相手方

#### 1 契約の相手方

地方公共団体が私人の立場で行う契約は民法等の私法上の規定が適用される。

例えば、売買契約の成立要件は民法第 555 条の規定により、①当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、②相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すことにより成立する。

また、請負契約では、①当事者の一方がある仕事を完成することを約し、②相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって成立する。

このような有効な契約（法律行為）を行うためには、契約当事者が権利能力（契約に伴う権利義務の帰属主体足り得る能力）を有し、かつ、行為能力（契約を有効に行い得る能力）を有していなければならない。

問題となるのは、人の行為能力と法人（正確には法人の外観を備えた団体）の権利能力である。

##### （1）人の行為能力

制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）が有効に法律行為を行うには、法定代理人等の同意等が必要となる。当該法定代理人等の同意等を得ずに行った法律行為は取り消すことができ、取り消し後は初めから無効であったものとみなされる。詳細は民法の各規定を参照のこと。

##### （2）法人の権利能力

法人とは、法律の定めにより成立した会社等のことである（民法第 33 条）。株式会社は会社法の規定により成立し、一般社団法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により成立する。

法人の権利能力は、定款等で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うこととされている（民法第 34 条）。

一方、法律の定めにより法人格を取得していない非営利団体が多数存在する。これらの団体が法律行為を行う場合、当該団体は権利能力を有しないため、本来、全構成員の氏名を掲げなければならないところ、この煩わしさを避けるために団体名で法律行為を行うことがあり、あたかも法人の行為であるとの外観が生ずる。最高裁判所の判例によると、団体としての組織をそなえ、多数決の原則が行なわれるなどの一定の要件を満たしている場合については、権利能力のない社団として、法人に準じて社団名義での行為を認めることができるとされている。

しかし、権利能力のない社団であると認められたとしても、法人でないことに変わりがなく、契約における権利義務の帰属主体としてどこまでの範囲が認められるのかという明確な規定はない。

何らかの事情によりやむを得ず法人格のない団体を相手方として契約の締結を行う場合は、権利能力のない社団であると認められるのかについて慎重に判断しなければならない。

【最高裁判決昭和 39 年 10 月 15 日】

法人格を有しない社団すなわち権利能力のない社団については、民訴 46 条がこれについて規定するほか実定法上何ら明文がないけれども、権利能力のない社団と叫ぶためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によつて代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである。しかして、このような権利能力のない社団の資産は構成員に総有的に帰属する。そして権利能力のない社団は「権利能力のない」社団でありながら、その代表者によつてその社団の名において構成員全体のため権利を取得し、義務を負担するのであるが、社団の名において行なわれるのは、一々すべての構成員の氏名を列挙することの煩を避けるために外ならない（従つて登記の場合、権利者自体の名を登記することを要し、権利能力なき社団においては、その実質的権利者たる構成員全部の名を登記できない結果として、その代表者名義をもつて不動産登記簿に登記するよりほかに方法がないのである。）。

## 2 随意契約の相手方の資格

一般競争入札及び指名競争入札では地方自治法施行令第167条の4等により参加資格要件が規定されており、本市では札幌市契約規則等の規定により事業者からの申請に基づき、権利能力の有無や行為能力の制限、破産者で復権を得ない者その他の参加資格要件を審査し、登録事業者としての認定を行っている（権利能力のない社団は認定していない）。

登録事業者としての要件は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第3条において、地方自治法施行令第167条の4、第167条の5で規定するものを定めている。随意契約においても、札幌市契約規則第21条第2項に定める者から見積書を徴することの無いよう、登録事業者が存在するのであれば特段の事情のない限りその中から選定しなければならない。やむを得ず登録事業者以外の者から見積書を徴するときは、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第26条第2項に定めているとおり、その者の資格を聞き取り等により十分に調査し、選考決定する前（被指名者選考委員会の開催前。ただし、物品契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約の場合を除く。）及び予定価格が100万円以下の役務契約の場合は一次伺前。）に、原則として、相手方から申出書（共通 - 第2号様式）を徴すること。

申出書徴取の省略については、次に掲げる例を参考に慎重に判断すること。なお、(1)、(4)、(5)及び(6)に基づき申出書等の徴取を省略する場合にあっては、契約の相手方が申出書第1項から第5項に該当するものでないことを口頭等により事前に確認すること。

- (1) 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第26条第3項の規定に該当する場合
- (2) 契約の相手方が官公庁、名称等が法令で定められている法人（独立行政法人等）、法令に基づき官公庁が設立した法人（地方独立行政法人等）又は官公庁所管の公益法人（法人の名称、目的等が所管官公庁のホームページ等にて確認できること。）に該当する場合
- (3) 申出書等を徴した法人又は個人事業者から、同一年度内において2回目以降調達をする場合（この場合、2回目以降の契約において、関係書類に当初の申出書の写しを添付すること）
- (4) 10万円未満の書籍・出版物等の調達であって、出版案内等により販売元が確認できる場合
- (5) 継続的に購入する新聞・雑誌の調達であって、販売案内等により販売元が確認できる場合
- (6) 被災地支援先の現地にて直接調達する場合

また、資格の調査にあたっては、申出書に加えて必要に応じて下記の書類（写しでも可）を相手方から徴することも検討しなければならない。

区分		聴取書類
個人事業者	成年者	・身分証明書
	未成年者	・身分証明書 ・戸籍一部事項証明書
		婚姻歴なし
法人		・登記事項証明書
権利能力のない社団		・規約等当該団体の管理運営等を定めた規定 ・団体の財務諸表 ・代表者選任にかかる議事録

なお、法人に係る登記事項証明書は、その他の法人概要がわかる書類でも足りる。

これは代表者氏名や事業内容を確認する目的で取得するので、当該事項が確認できる決算書（写）やパンフレットのほか、ホームページに掲示された法人概要を印刷したものも可とする。また、登記事項証明書については、相手方から徴するほか、法務局から直接取得することも可能である。

なお、毎年度継続的に調達するもので、当初の調達において法人概要が分かる書類を取得した法人にあっては、契約更新の都度代表者の確認を行い、代表者に変更が無い場合に限り、翌年度以降は当該書類の徴取を省略することができる。

#### IV 損害賠償請求が認められた判例【参考】

地方公共団体が事務用品の購入や業務を発注するなどの行為は、民法等の私法上の契約に当たるため、契約自由の原則が適用されることとなるが、当該地方公共団体の行為の公益性に鑑み、地方自治法において一般競争入札を原則とし、随意契約を例外とする一定の制約が課されている。

違法若しくは不当な契約の締結等に関しては、住民監査請求（地方自治法第 242 条）、住民訴訟（同法第 242 条の 2）の対象となることから、当該契約の締結等に関し違法若しくは不当と認められた場合には、その損害を賠償する責任を負うことがある。

以下、これまでに随意契約が違法であるとして損害賠償請求が認められた判例を掲げたので、随意契約によることができるものの判断の参考としてください。

##### 【随意契約の違法性】

住民監査請求等により随意契約の違法性が認定される場合は、以下のとおり分類される。

- ア 本来、競争入札によるべきであったのに、随意契約を行った
- イ 随意契約を選択したことに問題はないが、業者選択につき違法が認められた
- ウ 随意契約を選択したことに問題はないが、契約金額算定につき違法が認められた
- エ 随意契約を選択したことに問題はないが、業者選択及び契約金額算定につき違法が認められた
- オ 随意契約を選択したことに問題はないが、不必要な業務を発注した

#### 1 不必要な業務発注及び業者選定に係る違法性が認められた判例

（静岡地判昭和 56 年 5 月 26 日）

住民記録異動処理などの地方自治体の各種事務処理を民間計算センターに委託するにつき、その事務処理が正確効率的にされること等のほかに、地方自治体の行政事務の秘密保持性、住民のプライバシー保護の要請等がきわめて強く望まれるものであって、この点に関する委託業者の信頼性及び自治体の委託業者に対する監督権を確保しなければならない等の特殊性がある。したがって、このような事由は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものといえる。

⇒ 随意契約によることの判断は妥当であるとしながら、上記の要件を満たす業者が複数存在し、比較検討を行わずに特定業者との契約を締結したことを指摘され、業者選択、価格等契約内容の決定につき、裁量権を濫用した違法な行為とされ、また、地方自治情報センターその他の関係団体等においては行政事務

処理に関し標準システムの開発が既になされており、人口僅か 23,500 人余りの地方自治体が独自にシステムを開発する必然性は乏しいことから、システム開発費用 2,542 万円について損害賠償請求が認められた。

## 2 随意契約によること及び業者選定に係る違法性が認められた判例

(広島地判平成 10 年 3 月 31 日)

汚土収集運搬処理業務は、普通地方公共団体がなすべき事務とされており、その性質上、住民の生活に直結することから、その業務の完全なる遂行が住民の生活にとって必要であるが、業務の性質の公共性が高いということから直ちに地方自治法 234 条の適用が排除されるということにはならない。

汚土の収集運搬による環境美化を目的とし、その委託業務の内容は代替性のある単純作業であり、汚土収集運搬業務の遂行可能な廃棄物処理業者による競争入札の方法により汚土収集運搬委託契約を締結することは可能であったのであるから、その性質又は目的に照らして競争入札の方法によることが不可能ないしは著しく困難というものではなく、また、汚土収集運搬に関する能力、信用、技術、経験等につき、他の業者と比較検討したうえで、相手方として選定したとは認められない。

⇒ 本件業務委託に係る契約費用と直近の競争入札を行った際の平均単価との差額分について損害賠償請求が認められた。

## 3 契約金額の違法性が認められた判例

(浦和地判平成 13 年 3 月 26 日)

本件民間委託に係る平成 10 年度の契約も、その性質は、平成 9 年度のそれと同様であるから、前記の説示に照らし、随意契約の方法によるべきであったものというべきである。したがって、随意契約の方法で締結に至った本件 10 年度契約は、その方式自体としては、違法ということはできない。

しかしながら、本件民間委託に係る平成 10 年度契約が、随意契約の形式で締結された場合の委託料相当額としては、前記したとおり、飯能市が本件 9 年度契約において最も有利な価格として試算した最低制限価格と同額の 546 万 8400 円がその後不相当となった事実を窺わせる証拠もないから、これと同額と推認するのが相当である。

そして、本件 10 年度契約の委託料が 693 万円（消費税込み）とされたことは前記のとおりであるが、これは、前記の次第で違法と評価される本件 9 年度契約の実績を踏襲したからにはほかならないことは明らかである。そして、随意契約として

の庁用バス運行業務委託契約における委託料の決定には、行政サイドの合理的な裁量権の行使が認められるべきことは否定できないけれども、本件においては、このように違法な本件9年度契約の委託料額が前提とされているのであるから、この委託料の決定に当たっては、いわゆる他事考慮として、裁量権の逸脱・濫用があったものと評価せざるを得ない。

⇒ 平成9年度の契約は、本来適用することができない案件に対して最低制限価格制度を適用したため、契約金額につき違法とされた。

#### 4 発注そのものの違法性が認められた判例

(京都地判平成15年3月27日)

平成7年度及び平成8年度において、公共土木事業用地の取得にともなう登記、測量及び調査等の業務を、それまでの個別契約による方式を変更し、土地家屋調査士の団体、司法書士の団体及び測量業者（測量士）の団体の3団体に対して一括して包括的な委託（一定の期間内に予定される将来の複数の事業についての登記測量業務等）をした件について、個別契約よりも合理的で、府に利益をもたらし、また、時間の短縮及び府の職員の労力の軽減が図れるし、また、本件各委託契約は、随意契約をする場合の要件も具備しており、財務会計法規上適法であると主張したが、法は、地方公共団体が、公共事業のための用地を取得する際に必要となる登記測量業務等を測量業者等に委託する契約をする場合においても、その個々の登記測量業務等を実施することに決まった段階で、測量業者、司法書士、土地家屋調査士相互間でできるだけ競争させた上で、できるだけ安価に具体的な委託額を決定させて契約することを要請していることが明らかであるとし、一定の期間内に予定される将来の複数の事業についての登記測量業務等を、その委託内容も定まらない段階で、予め包括的に委託することなどは原則として予定しておらず、地方自治法2条14項、232条の3、234条1項の趣旨に反するものとし、個別に契約を締結していれば支払う必要のなかった額につき損害賠償請求が認められた。

#### 5 随意契約によることの違法性が認められた判例

(佐賀地判平成23年1月21日)

下水道等の供用開始により、一般廃棄物処理業者は、その事業の転換、廃止等を余儀なくされるが、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため事業の転換、廃止等も容易でない上、し尿の処理及びし尿浄化槽清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前

まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならない。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法は、このような一般廃棄物処理業の特殊性に鑑み、市町村は、業者の自助努力を基本としつつ、合理化事業計画を定めて一般廃棄物処理業者を支援できることとし、これらの事業の業務の安定を保持し、もって廃棄物の適正な処理を図ろうとしたものであるが、市町村が支援するか否か、支援するとしてどのような内容の措置を講ずるかについては、下水道の整備の推進状況、これが地域の一般廃棄物処理業者の経営に及ぼす影響の程度、市町村における社会経済事情等により、裁量によりこれを決定できるとしたものであると解されるが、本件各随意契約締結後、伊万里市は、合理化事業計画を策定しているが、その際に考慮された影響額の算出方法は、単年度の影響額を何度も累積するという極めてずさんなものであって、合理化事業計画を策定する必要性が真摯に検討されたものとは到底いえず、本件合理化事業計画は、もっぱら、本件各随意契約の締結を正当化する目的で作成されたものと窺われるのであり、いずれにせよ、本件各随意契約締結時において、本件既存業者らに対し代替業務を提供する必要性があるか否かが真摯に検討された形跡はない。

したがって、平成 19 年度において伊万里市が浄化槽維持管理業等を本件既存業者らに対して委託する旨の本件各随意契約の締結（伊万里市浄化センター等運転管理業務を除く。）は、法、施行令及び合特法上当然に考慮すべき事項を考慮せず、本件仮協定が締結されていることを唯一の理由としてなされたものであって、塚部の裁量権の逸脱・濫用があったといえるから、本件各随意契約の締結は違法であるから、本件業務を競争入札に付した場合に想定される額との差額について損害賠償請求を認めた。

⇒ また、本件契約においては、浄化槽保守点検業務と清掃業務が一体として契約されていると認められるところ、全証拠によっても、この 2 つの業務を一体として発注する合理的な理由が認められないことからすると、このような発注をしたこと自体、本件各随意契約が本件既存 2 業者に浄化槽の維持管理業務を独占させ、その利益を確保させるための方便であったことを推認させる一事情であるといわざるを得ないと指摘されている。

## V その他の判例【参考】

### 1 最高裁判決昭和 62 年 3 月 20 日

競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法を

とるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号（現在は二号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。

そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

## 2 福岡地裁判決平成3年2月21日

随意契約の方法により特定の業者を契約の相手方としたことについて公正を妨げる何らかの事情がある場合には、契約担当者に裁量権の濫用があつて、その契約の締結が違法と評価されることにもなる。